平成２１年（フ）第３０号
熊本県山鹿市鹿本町来民584番地５
債務者　木山　淳子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
秋田県横手市十文字町字本町７番地６
債務者　松井　昌樹
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１０８号
秋田県湯沢市皆瀬字中村41番地
債務者　今平久美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１１１号
秋田県湯沢市愛宕町３丁目１番15号
債務者　柿崎　純子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１１２号
秋田県横手市増田町増田字月山38番地１
債務者　山内由紀子（旧姓神宮寺）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１１３号
秋田県横手市八幡字石町99番地２
債務者　澁谷久美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５３号
愛知県豊橋市山田三番町98番地の４
債務者　廣田　美希
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１７４号
愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1345
債務者　鈴木　末広
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１１９号
山口県下松市南花岡６丁目２番３号
債務者　髙木亜矢子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第５９号
大分県佐伯市弥生大字江良481番地の３
破産者　有限会社松岡建設
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番４―402号
グリーンタウン松ヶ丘
破産者　増井　良一
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１６８号
千葉県袖ケ浦市下泉1045番地２
破産者　高橋　新司
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第２４２号
千葉県木更津市清見台東２丁目29番17号
破産者　大久保博子
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第２１９６号
東京都港区赤坂２丁目16番６号
破産者　株式会社プレイランド
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０９３号
東京都杉並区上荻３丁目29―10―501
破産者　飯田　智一
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３６０８号
札幌市東区東苗穂２条３丁目４番48号
破産者　株式会社永井
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２号
群馬県高崎市大八木町767番地４
破産者　有限会社鯉池屋
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第２３７５３号
東京都渋谷区東３丁目16番３号
破産者　株式会社プロシーク
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９０号
東京都杉並区浜田山２丁目17番12―313
破産者　有限会社ワールドデリカ
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部